

相談

年末年始の生活相談窓口と就職相談会を開催

◇日時：①12月31日②10時～16時③25年1月3日④10時～16時、4日⑤7日⑥9日⑦8時30分～17時15分

◇場所：市役所本庁1階
◇内容：①生活支援相談(生活保護・住宅手当)、生活福祉資金の相談②ふるさと就職相談会(トーン向け就職情報、求人情報)
◇対象：②Uターン就職希望者・一般求職者

お知らせ

水道管の凍結に注意してください

気温がマイナス4℃以下になると、防寒対策が不十分な水道管は凍ったり、破裂したりします。▼むき出しの▼北向きの▼風当たりの強い場所にある▼水道管は、夜の冷え込みに注意して早めの対策をしましょう。
◇破裂したら：メーターボックス内の止水栓、または水抜き栓

を閉めて水の噴き出しを止める。破裂部分をテープで巻くなど応急処置をしてから市指定給水工事業業者に修理を依頼する
◇凍結したら：タオルをかぶせて、上からゆつくりぬるま湯を掛けて溶かす。熱湯は破裂の原因になることがあるので注意
●本庁給水課☎8566または各支所水道課☎8566または

国民年金保険料 後納制度が始まりました

国民年金保険料は、納期限を2年経過すると時効になり納付できませんでしたが、「後納制度」によって27年9月30日までに限り、過去10年間の納め忘れの分の納付が可能になりました。年金額を増やしたり、これまで年金受給ができなかった人が受給資格を得られたりする場合があります。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している人などはこの制度を利用できません。
*詳しくは、左記へ問い合わせください。
●一関年金事務所☎4246

税務署から記帳・帳簿等の保存制度のお知らせ

26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業

公的個人認証サービス 利用登録の有効期限の確認

住民基本台帳カードをお持ちの人で「公的個人認証サービス」の利用登録をしている人は、登録の有効期間が3年間となっています。更新手続きをしないまま3年経過すると電子証明書を使用するサービスが受けられなくなります。これから、確定申告などで電子証明書を利用される人は、カードの有効期間を確認し、期限が切れた人あるいは期限が切れそうなのは更新手続きを行ってください。

更新手続きは本庁市民課、千厩および藤沢支所市民課で取り扱います。

◇手続きに必要なもの・手数料▶現在利用中の住民基本台帳カード▶本人確認資料(運転免許証、パスポートなど)▶500円

●本庁市民課登録係または千厩・藤沢支所市民課

所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされている記帳・帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人を含む)について、26年1月から同様に必要になります。
*詳しくは、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)で確認するか、最寄りの税務署に問い合わせください。
●一関税務署☎4205

2月28日●岩手労働基準協会一関支部☎27729/FAX☎7720

ミツバチを飼っている人は 飼育届の届け出を

養ほう振興法が改正され、これまで養ほうを仕事とする人に義務付けられていた蜜蜂飼育届の届出義務範囲が、趣味で蜜蜂を飼養する人にも拡大されました。毎年、1月1日現在の飼養群数と年間の飼養計画を、1月31日までにお近くの県広域振興局に提出してください。
◇注意事項：①花粉交配用に飼養する人や学術研究などのため密閉された空間で飼養する人は届出が除外されます②蜜蜂を飼育する人には、衛生的な飼養管理を行うなど、蜜蜂の適切な管

冬季死亡災害ゼロ100日運動で労働災害の撲滅を目指す

冬季間は夏季に比べて例年死亡労働災害が多発する傾向にあります。目配り・声掛けなど行つて労働災害をなくしましょう。
◇実施期間：11月21日～25年

年末年始の「ごみ収集・処理」について

◇ごみ収集：年末は12月28日(金)まで、年始は25年1月3日(木)から収集日になっている地域で収集します(ごみ収集カレンダーを確認してください)
◇ごみ(持ち込み)の受け入れ：12月29日(土)まで(事業系ごみは可燃ごみだけ)※年始は25年1月4日(金)から通常受け入れ
●一関清掃センター☎2157、大東清掃センター☎3149

調理師の皆さん 忘れずに就業届の提出を

24年12月31日現在で働いている調理師の皆さんは、25年1月4日(金)から15日(木)までの期間内に、勤務地を管轄する保健所に

交通安全マスコット 「あやペット」が誕生しました

一関地区交通安全協会は、交通安全マスコット「あやペット」を作成しました。「あやペット」には▼地区住民から親しまれる▼子どもたちの人気を得る▼交通安全に役立つ▼マスコットという願いが込められています。
協会ではこの「あやペット」を交通安全のシン



ボルとして幅広く活用しながら、地区住民の安全と安心につなげていきます。
◇あやペット：「あ」＝安全・安心・安協の頭文字。「や」＝人・車・道にやさしい運転の「や」
●一関地区交通安全協会☎5264

●お詫びと訂正
本誌12月1日号<9ページ>佐々木善子さん写真付きプロフィールの「Sasaki Yoshiko」は「Sasaki Yasuko」の誤りでした<22ページ>キッズ写真館の菅原瑠莉ちゃんのふりがな「さき」は「すがわら」の誤りでした<30ページ>農林業振興大会の「いきいき実践部門」受賞団体中、「協同組合産直センターひがしやま」(東山)と「18区中村集落」(平泉)が抜けていました。お詫びして訂正します。

vol.2 シリーズ 合併処理浄化槽

11月15日号から5回シリーズで始まった「シリーズ合併処理浄化槽」。2回目の今号は、浄化槽の「維持管理の必要性」、「保守点検の方法」や「水質検査の実施」についてお伝えします。

浄化槽の維持管理は、なぜ必要ですか

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ合併処理浄化槽の構造は建築基準法で定められています。本来の機能を十分に発揮するためには、正しい使い方と適正な維持管理が必要です。誤った使い方や不適切な維持管理だと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりすることがあり、生活環境を悪化させる原因になってしまいます。

保守点検は、いつ、どんなことをするのですか

浄化槽の「保守点検」は、合併処理浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかどうかを点検します。具体的には①装置や機械の調整・修理②スラムや汚泥の状況確認③通常実施される年1回の清掃以外に必要な汚泥の引き抜きや清掃時期の判定④消毒剤の補充一などを行います。これらは定期的に行うべきものであり、家庭用の小型合併処理浄化槽では4カ月に1回(処理対象人員が21人以上のものは3カ月に1回)以上行うよう法令で定められています。

水質検査を受ける義務もあるようですが

浄化槽法で浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないとされています。浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分発揮されているかどうかを確認する大変重要な検査です。これらの検査は「浄化槽法」に定められている「法定検査」です。浄化槽を使い始めて3カ月経過してから5カ月以内に行う「設置後等の水質検査」(7条検査)と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」(11条検査)があります。

●本庁下水道課☎8584または各支所水道課

Wedding Dress Fair 2013 2013 婚礼衣裳試着会開催中
E-mail: bridal.shishido-1@i.softbank.jp
0120-22-6445

Merry TV Campaign 12月25日まで
テレビ+インターネットのお申し込み 初期費用15,700円
テレビのみのお申し込み 初期費用21,000円